

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和３５年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項及び第５項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加える。

第１０条の４の見出し中「国民健康保険の被保険者」を「１８歳以上被保険者」に改める。

第２３条第１項第１号オ、第２号オ及び第３号オ中「国民健康保険の被保険者」を「１８歳以上被保険者」に改め、同条第３項第１号中「第２４条の３０の５」を「第２４条の３０の６」に改め、同条第４項中「第１項、第２項又は前項」を「前３項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。